

外洋ヨットの話

外洋ヨットという定義はありません。航行区域で沿海(限定)、沿海(限定解除)・近海・遠洋等と分かれています。それは主に搭載安全備品による場合が殆どです。自動車の場合は車両に走行範囲を定められることはなく、又運転免許においても行動範囲は定められていませんが船舶の場合は「船舶」「操船者」それぞれに航行可能な範囲が定められています。しかし「船舶」の航行区域は主に搭載される安全備品の数・種類によるのが殆どです。そして保険のことに目を向けると保険では範囲は「日本国内の陸地から 200km 以内の水域および内陸」（東京海上日動火災保険株式会社・ヨット・モーターボート総合保険約款引用）となっています。ここで注意を頂きたいのは、「領海」ではないことです。説明によく使用される引用としては「八丈島」と「小笠原父島」との間の距離は 4 0 0 km 以上ですので、一部の海域では保険の適用外となってしまいます。しかし元々小笠原諸島にクルージングに出かける場合には事前に保険会社に申告し担保の範囲の拡大が可能であるかの問い合わせをおこなっています。しかしそれは国内であることが大前提で、この保険は日本国(領海)内の保険です。言い替えると元々海外へ出国する場合この「ヨット・モーターボート総合保険」では日本国内でしか使用できないということになります。私の場合は保険会社に直接依頼し独自の保険を設計して頂きました。その場合の保険料はご想像にお任せしますが相

当に高額となります。オーストラリアに入国する際には賠償責任保険の填補可能金額10億円以上で無ければなりませんでした。併せて水面清掃や船骸撤去の費用も填補の範囲となっていなければなりませんでした。現在日本国内の保険会社の賠償責任保険の填補上限金額は5億円が一般的です。よって10億円の填補金額の保険を購入することは出来ません。又水面清掃費用や船骸撤去費用は単独で保険に加入することは出来ません。万一の際に「油濁」が発生した場合プレジャーボートが一般的に加入が可能な保険では「水面の油濁清掃費用は支払いの対象外」となっています。定置網や他船舶へ汚損害を発生させてしまった場合では損害賠償の義務が発生する場合には賠償責任保険の支払い対象となりますが、水面の清掃に発生する費用はたとえ法律的に賠償義務が発生した場合でもヨット・モーターボート総合保険の賠償責任保険のとしてのお支払いの対象にはなりません。保険での取り扱いでは商船とプレジャーボートでは大きく異なります。私の場合ですがオーストラリア入国の際、保険証券と提出とその填補の内容についても説明をすることが必要でした。又一般的にヨット・モーターボート総合保険の約款(保険の契約書)は日本語で書かれています。よって海外の港に入港し保険証券の閲覧を求められたとしても日本語でしか記載が無い場合はその証券が本物か否かがわかりません。よって私の場合には「英文」で自然に作成をして頂きました。又外航船舶の場合には相手国又は最低でも「英語」

での証券や「約款」を発行しています。幸い私は説明を求められず、保険会社に対して保険の申請をすることはありませんでした。次回は「遭難」が発生した場合の「人名救助」「船舶曳航」について海外の例を交え掲載を予定しています。